

# 蝦夷爵考

## 板橋源

### 一 序 言

わが国の上代において、東北辺境地域に対する開拓施策として蝦夷の順撫工作が推進され、その一環として蝦夷独特の授爵法がとられたことは周知のところである。本稿は、この蝦夷爵に関して一応の史料を整理してみた小論考にすぎない。

### 二 等級と相當位階

蝦夷のうちでも、授爵にあずかりうるのはその順化の程度も進み且つわが王朝政治の開拓政策に協力的であつて功績のある土地の有力者に限られていたのは当然である。このような蝦夷は従つてその生活様式なり生活態度においても他の未熟な同類とは自ら差別が生じておつた筈である。その順化の程度に應じて、中央政府はそれらの呼び名を區別していた。順化の最もすすんだものを俘囚、次を夷俘と呼び、その他の未熟なるもの一般とは區別していたのである。順化程度に重点をおいて言いあらわす必要のない場合においては、俘囚や夷俘をも単に蝦夷と呼んだり或いは夷類とが夷賊・夷族又は夷と呼ぶこともあつ

たが、しかし俘囚と夷俘とを並び称するような場合には明確なる差別が存していた。

又、その居住地域によつて區別して呼ぶ必要がある場合には、奥羽脊梁山脈を中心にして陸奥側の蝦夷には夷という文字を附して東夷・蛮夷・夷虜などというように呼びならし、出羽側の蝦夷には狄という文字を附して蝦狄とか或いは単に狄などと呼ぶのが一般的慣習であつた。陸奥と出羽との蝦夷を汎称する場合は、夷と狄の文字を組合せて夷狄ということもあつたが、多くは俘囚と夷俘とを汎称する場合と同様であつて夷類・蛮夷・凶夷・蝦夷などと呼んでいた。最も遠きものを都加留、次のものを麓蝦夷、近きものを熟蝦夷と言う呼び方もあつたことは伊吉博徳書によつて知られるが註<sup>1</sup>、これは極く世俗的な呼様であつたらうと思われる。斎明紀以後、正史にはあまり見かけないからである。蝦夷を征討する將軍の名称でも、開拓初期においては陸奥側の夷を討つ場合には征夷將軍とか征東將軍・鎮東將軍などと言ひ、出羽側の狄を討つ場合には鎮狄將軍などとよんでいた。夷とか狄とかにかかわらず一括して征夷大將軍とか征夷將軍というようになつたのは後のことである註<sup>2</sup>。それで、蝦夷のうちでも夷俘にだけ限つ

て賜つた位階は、正しくは夷俘爵と言うべきであるが、本稿においては旧慣に従つて蝦夷爵と呼んでおくことにした。

俘囚と夷俘は、蝦夷の順化程度に応じて区別された呼び名であつたから、その待遇においても差別があつた。差別の一例が授爵であつて、俘囚には一般と同様に官位令による叙位法がとられ例えば正何位上とか従何位下とか賜つたが、夷俘に対しては官位令には全く見えていない。そして夷俘にだけ固有の第何等という授爵法がとられた。続日本紀の元正天皇靈龜元年十月条に陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈とあるのが蝦夷爵の初見であろう。この他にも正史にみえるところを表示すれば次の如くである。

第一表

第一等				蝦夷爵
桓武	延暦一一・一二（七九二）	陸奥夷俘爾散南公阿波蘇・宇漠米公隱賀	類聚國史	天皇 年 月（紀元）
〃	〃 二三・正（八〇四）	夷第一等浦田臣史闌	日本後紀	
嵯峨	弘仁五・二（八一四）	夷第一等遠贍澤公母志授外從五位下	類聚國史	
〃	〃 一一・三（八二〇）	一等爾散南公阿波蘇	〃	
光仁	寶龜 八・一二（七七七）	授外從五位下	〃	
		第二等伊治公皆麻呂		

第二等	第三等	第四等	第五等
光仁 寬龜 九・六（七七八）	元正 靈龜 元・一〇（七一五）		淳和 天長一〇・二（八三三）
授外從五位下 第二等伊治公皆麻呂	陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈		筑後國夷第五等都利別公阿比登叙從八位上
〃	續日本紀		類聚國史
桓武 延暦二四・三（八〇五）	仁明 承和 二・六（八三五）		
播磨國夷第二等去返公嶋子賜姓上臣	俘囚第二等宇漠米公何毛伊授外從五位下		
日本後紀	續日本後紀		

第一表によれば、蝦夷爵は少くも第五等までわあつたことを知りうるのであるが、果して蝦夷爵は何等まであり、且つ令制位階にあてはめればどの程度の位階に相当するものであろうか。延喜大藏省式の賜蕃客例註<sup>5</sup>が有力な手がかりとなる。説明の都合上表示すると第二表及び第三表の如くである。

第二表

蝦夷爵	賜物	備考
蝦夷第一等	布一六端	

蝦夷第二等	布一五端	准外六位
第三等	一三〇〃	准外七位
第四等	一〇〃	准外八位
第五等	八〃	准外初位
第六等	八〃	

第三表

俘囚位階	絹	賜	物	備	考
	綿	布			
俘囚外五位	三疋	一〇屯	一五端	准蝦夷爵第二等	
外六位			一三〃	第三等	
外七位			一〇〃	第四等	
外八位			八〃	第五等	
外初位					

第一表に明らかな如く正史にあらわれた実例には見えなかつたが、第二表によつて蝦夷爵には第六等もあつたことがわかる。

さらに第二表についていうならば、蝦夷爵第一等は外五位に准ずべきものと当然考えられるのであるが、延喜式は敢てこのことに言及していないのは何故であつたか。第三表についてみて、俘囚外五位の賜物が絹と綿とである点は、俘囚外六位以下の賜物が布だけであると著しい相違のあることを明瞭に示しておる。この理由は令制の位階

制度そのものに由来していると考えられるのである。即ち、令制の位階においては親王には一品以下四品まで、諸王諸臣は正一位以下少初位下までの五十階であるが、選叙令によると内外五位以上は勅授であつて、内八位外七位以上は奏授、外八位及び内外初位を判授とする三大区分が存在していた註6。この三大区分によれば外五位は勅授であるから、外六位以下の奏授や判授とは劃然たる差別がある。この点において俘囚と雖ども外五位たるからには特別な待遇をうけたものである。蝦夷爵第二等は外六位に准じ、第三等は外七位に、第四等は外八位に、第五等は外初位に准ずるのであるならば第一等は当然外五位に准ずるものと推定されるのにも拘らず延喜式が敢て明言を避けているのは、令制位階における勅授と奏授との大きな階層を考慮してのことであつた。従つて、第一等は明文上外五位に准ずべきものではなかつたが、外五位の直近下位に当るものであつたということが知られるのである。このことは夷第一等浦田臣史闕難が外従五位下を授かり註7、遠胆沢公母志が第一等から外従五位下に叙せられ註8、爾散南公阿波蘇も第一等から外従五位下に叙せられてゐる実例註9によつて明瞭である。更にいうならば弘仁六年の制に

「撰津・美濃・丹波・播磨等国夷俘、身帯五品、願見節会者、与国解放之、自余不在放例註10

とあるが、夷俘の五品というのは俘囚にして外五位を帯るものとも解されるが、夷俘という字面通りに受けとるならば蝦夷爵の第一等と解されぬこともないのである。

延喜大藏省式賜蕃客例の条にみえる賜物は蝦夷爵をおびた夷俘が臨時に入朝した場合に賜るべき品量を規定したものであるが、ここにいふ布とは調布ではなくて庸布のことであつた。それは、同じく延喜式の主税式祿物価法条によると陸奥国においては、絹一疋は直稻一六〇束、綿一屯は一三束、調布一端は五〇束、庸布一段は三〇束であつたから、このことから第三表にみえる絹と綿とを直束に換算し、更に布を試みに調布と庸布との直稻に換算して対比してみると第四表の如くとなり、賜物の布を調布と考えれば外六位と外七位の方が外五位よりも多くの賜物をうける勘定となり破綻が生じてくるのに反して、庸布と考えると外五位以下の賜物に均衡が保たれてくるからである。

第四表

蝦夷爵	蝦夷爵賜物		蝦夷爵相當		俘囚位階賜物		俘囚賜物直稻換算値	
	布(端)	俘囚位階	絹	綿	布	調布	庸布	布
第一等	一六	外五位	三疋一〇屯			六一〇束	六一〇束	
第二等	一五	外六位			一五端	×七五〇〃	四五〇〃	
第三等	一三	外七位			一三〃	×六五〇〃	三九〇〃	
第四等	一〇	外八位			一〇〃	五〇〇〃	三〇〇〃	
第五等	八	外初位			八〃	四〇〇〃	二四〇〃	
第六等	八							

延喜大藏省式とは別に、式部式上に諸夷入朝に際し祿を給する規定

がある。これを表示すると次の如くである。

第五表

賜物	蝦夷爵					
	第一等	第二等	第三等	第四等	第五等	第六等
純(疋)	六	五	四	三	二	一
綿(屯)	一三	一〇	八	六	四	二
布(端)	一三	一〇	八	六	四	二

この給祿は、同じく太政官式に

「凡正月七日・十一月新嘗二節、預給祿俘囚交名、別紙而奏、雖帶五位、猶同此例註」

とあるものに照応するものである。この太政官式は正月七日と十一月の新嘗の節会とにおいて、俘囚に対し賜う節祿をのべた規定であるが、第五表の式部式上の規定は、かかる節会における夷俘に対する節祿をのべたものである。

第五表によつて、蝦夷爵は正に第六等までであつたことが明らかとなる。

註1、日本書紀、齊明天皇五年條

註2、陸奥側の蝦夷を夷、出羽側のそれを狄と呼びならすにいたつたのは支那における東夷西戎北狄南蠻という觀念に従つて、わが國の全土をも都を國の中心と見做しその四邊を東西南北に比定したことに由來する。

註3、第二等伊治公皆麻呂が外從五位下を授かつた記事が寶龜八年六月條と同九年六月條とに二度見えているのは明らかに續日本紀の重出である。但し今はそのいずれが正しいかを決すべき傍證を欠くので、この表においては兩條を掲げておいた。

註4、續日本後紀が第二等宇漢米公何毛伊を俘囚と頭記してあるのは、夷俘の誤記である。夷俘を俘囚と誤記するにいたつた理由は後に述べておいた通りである。

註5、延喜式、新訂增補國史大系本七三九頁

註6、定本令集解、四一三頁

註7、日本後紀、桓武天皇、延曆二十三年正月條

註8、類聚國史、一九〇俘囚條

註9、同上、九九叙位及一九〇俘囚條

註10、日本後紀、嵯峨天皇、弘仁六年正月條

註11、延喜式、同上三三七頁

### 三 叙法と待遇

夷俘にして蝦夷爵にあずかりえたものはいずれも王朝政治の東北辺境開拓策に対する協力者であつたことは当然である。

年代的には前後交錯するが、第一表にみえる順序に従つて、その事績の知られる夷俘について述べれば次の如くである。

延曆十一年に第一等を授けられた陸奥の夷俘爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀とは、この年の十一月に入朝し朝堂院において饗応におずかり且つ帰郷に際し「今よりさきも、いさおしく仕え奉れば益々しろしめしたまわんものとぞと宣る大命をきこしめさえと宣る」という勅をうけているところから推して、兩名共に陸奥における有力者であり順化のすすんだ夷俘であつたことがわかる註1。果してこの後、弘仁十一年に阿波蘇は第一等から外從五位下に叙せられている。大命に従つて同類の順撫工作に功をあげた結果の叙位であつたにちがえない。

弘仁五年に外從五位下を授けられた第一等夷俘遠胆沢公母志は、第一等を授けられた時の事情は不明であるが、このとき出雲の叛俘征討に功をたてた人物である。出雲における叛俘事變の全貌は正史に欠けているので知ることはできないが、この年の五月に叛俘事變により出雲の意字・出雲・神門三郡の未納稻一六万束を特免していることから推しても相当な事變であつた註2。

伊治公皆麻呂が第二等から破格の外從五位下に叙せられたのは陸奥鎮守府將軍紀広純に従つて蝦夷征討に殊功を立てたからであつたが、

宝龜十一年三月に皆麻呂は急に叛いて紀広純を伊治城に殺害している。この時皆麻呂は陸奥の郡の大領であつた。夷俘出身であつたものが軍功によつて俘囚とみとめられるにいたつて第二等より外従五位下にすすみ、令制位階に叙せられてしかして後、郡の大領となつたのである。

承和二年六月、第二等からこれまた破格の外従五位下に叙せられた宇漢米公何毛伊は逆類に従がわなかつたというためであつた。この時蝦夷の反乱か陰謀があつたものであらう。正史には全く見えないが、ここで一言したいことは続日本後紀は何毛伊を第二等と記してありながら何毛伊に俘囚と頭記していることである。蝦夷爵をもつ何毛伊は俘囚ではなくして夷俘であつた筈で、これは続日本後紀の正に誤記か誤伝である。かかる誤りが何故に生じたかという事情を推測してみるに、この時何毛伊と共に従八位下爾散南公志礼初という俘囚も逆類に附和雷同しなかつたという理由で同じく外従五位下に昇叙されているが、何毛伊と志礼初の兩名が並記されているために、志礼初に頭書されるべき俘囚という文字が誤つて夷俘とあるべき何毛伊に頭書されたものであるに相違ない。

靈龜元年条にみえる陸奥の夷俘第三等邑良志別君宇蘇彌奈はこの時次の如く請願している。親族が死亡し同族が少くなつたため生き残つた者は常に異凶徒に抄略されることを恐れて不安な生活をしている。それで香河村において郡家を早く設置されてわれらを良民となし永く安堵できるようにしてほしいと。

天長十年に筑後国の夷都利別公阿比登が第五等から従八位上に叙せられたのは、私稲を輸して弊民救済の資とした功によつたものであつて、生活も生業も全く内地化していたことを示している。第五等は令制位階の外初位に准ずるものであつたから、従八位上に叙せられたのは順当である。

以上の諸例の如く、蝦夷爵の夷俘が令制位階に叙せられるということは夷俘から俘囚に切替えられたことを意味するのである。

蝦夷爵は、軍功により叙爵される場合には鎮守將軍の執奏により註<sup>3</sup>、平常時におけるそれは国司の執奏により中央政府から授けられる慣行であつた。しかるに平城天皇の大同二年（八〇七）以後から按察使の執奏処分に変更した。かく執奏手続が変更した事情は大同二年三月の制に詳しくのべられている註<sup>4</sup>。夷俘の位即ち蝦夷爵は必ず有功のものに加えられるべきものであるのに、陸奥国司が夷俘に対して蝦夷爵を授けたり或いは村長に補したりするのに濫授濫補するようになり「その費極りなし」という状況になつたので、執奏条件を明確にし且つ陸奥と出羽の兩國に互り不公平の生じないように措置するためその所管を陸奥按察使の権限に移管し、国司の執奏権を停止したものである。出羽は奈良朝の初期養老五年以来、陸奥按察使の管下に入つて註<sup>5</sup>。按察使の所管とすれば、陸奥と出羽との間に不均衡の生ずることを防止出来る外に兩國の所務を監督勵行せしむることも可能となる。但し、この時の制は永年に亘る慣行によつて押切られ、なかなか実行されがたかつた。そのため貞観十五年に至り、陸奥国守安倍貞行

の起請によつて、夷俘に位階を授けるため更に厳密な規定を制定した。即ち、蝦夷爵有帶者に死亡による欠員を生じた場合に有功者の胤から選んで二〇人以下に限つて叙補することになつた註6。

蝦夷爵は「懷荒」註7の目的をもつて、所謂夷俘懷柔策として授けられた国家的榮爵であるが、榮爵のうらずけとして何等かの經濟的特權をも伴うていた。前述したところであるが、大同二年に夷俘に対する叙爵執奏權が従来の国司から新しく按察使に移管になつた時の制に蝦夷爵所帶者が多くなつたことの弊害をのべて「その費極りなし」といつておる。更に貞觀十五年の陸奥国守安倍貞行起請三事のうちに濫授の結果祿に預るもの多く調物減耗するに至つたことを指摘している。これらのことによつて、榮爵にともなう祿物のあつたことが知られるのであるが、その品とか量の詳細は不明である。思うに、祿とは令制の季祿に准じたものであつたであらう。六位以下には位田も位祿も食封もなく、季祿を給されるのが令の規定であつたし、蝦夷爵の令制相当位階は外五位以下であつたことからかく想像されるのである。ここにのべた准季祿的なものの外に、蝦夷爵有帶者の經濟的特權として臨時入朝の際にうける賜物及び准節祿的なものあつたことは既に第二表及び第五表において述べたところである。

註1、類聚國史、一九〇俘囚條

註2、同上、八三免租稅、八四免官物、一九〇俘囚條、

日本紀略、弘仁五年五月條

蝦夷爵考(板橋)

註3、續日本紀、稱徳天皇、神護景雲元年十月條

註4、類聚國史、一九〇俘囚條

註5、續日本紀、元正天皇、養老五年八月條

註6、三代實錄、清和天皇、貞觀十五年十二月條

註7、類聚國史、一九〇俘囚、延曆十一年十一月條

#### 四 蝦夷爵と俘囚位階

夷俘も俘囚も共に蝦夷の出であるのに、その順化の程度に応じたとはいいなから、夷俘には蝦夷爵を授け俘囚には令制位階を授けて茲に明確な一線が設けられていたのは如何なる事情によつたものであるか。

そもそも令制における位階とは「朝堂に居る所をこれを位という」のであつて朝廷における序列である。しかしてこの位階は「臣、君に仕えて忠を尽し功を積んで然る後に得る」ものであり、官職との關係は先ず位階を「得てしかる後に官を受く」べきものであつた註1。位階には貴賤があり官職には高下があるが、位階の貴賤に准量して官職の高下に補任さるべき規定である。もつとも、官職には定員があり位階には定員はないが、位階は官職に補任さるべき必須の前提条件をなすものである。ここにおいて令制の位階は、官職に就いて職事を分掌するに足るべきことが予想されているのであるから、蝦夷についていふならばその順化の程度といふことが当然重く考えられてくるべき筈であつたのである。蝦夷懷柔策として國家的榮爵を授与する場合に

も一律に令制の位階を賜うわけにはいかなかった事情が茲に存するのである。従つて、順化程度の高い蝦夷である俘囚には令制の位階を授け、順化程度のこれに次ぐ夷俘に対しては蝦夷爵が授けられたものであつて、蝦夷爵は官位令外のものである。

以上のことを正史についてみるに、蝦夷爵有帶者にして官職に就いた者は絶えて見あたらないのである。蝦夷爵有帶者にして官職に就くためには令制位階を先ず帶し、しかる後においてでなければならぬ。例えば宝龜十一年に陸奥按察使であつた紀広純を殺害したので史上に著名な伊治公皆麻呂は、既に前述した如く「もとは是れ夷俘の種なり」註<sup>2</sup>とある如く元來夷俘であつて第二等を帶していたが、広純に従つて蝦夷征討の功により外従五位下勳六等に叙せられて註<sup>3</sup>、夷俘から俘囚に切り換えられその後において陸奥國の郡司大領という官職についているのである。これに反して、令制位階を授かりえた俘囚が官職に就くのは官位令のたてまいからいつて当然であつて、その実例もある。「田夷（正しくは俘囚のことである）遠田郡領外従七位上遠田君雄人」や註<sup>4</sup>、明らかに雄人の同族と推定される「遠田郡領外八位上勳八等遠田公押人」註<sup>5</sup>などがそれである。

蝦夷爵は国家的榮爵として授けられたものであつたが、もともと懐柔策の一環として制定されたものであつたから、夷俘は勿請のこと俘囚といえども永年の慣行から屢々社会より蔑視された。そのため弘仁五年には「官司や百姓が帰降夷俘の姓名を称せずして常に夷俘と号す、既に皇化に馴れ深く以て恥となす、宜しく速かに告知して夷俘と

号することなからしめよ。今より以後は官位にしたがつて称すべし。若し官位なければ、即ち姓名を称せよ」と勅が発せられている註<sup>6</sup>。伊治公皆麻呂が時の按察使を殺害した事件の遠因も、牡鹿郡大領道嶋大楯が常に皆麻呂を凌ぎ侮り夷俘を以て遇したからであつた註<sup>7</sup>。皆麻呂は夷俘の種ではあつたが、軍功により外従五位下勳六等に叙せられて俘囚となり、且つ、郡領にも任じた人物であつたが、かかる皆麻呂にして尙且つ凌侮をうけたのであるから、まして俘囚より順化度の低い夷俘においてはいかに蝦夷爵を帯びていたところで、当時の社会の眼は冷やかなものであつたに相違ない。彼等同類に対する自己満足にすぎなかつたのであろう。従つて、律令制古代国家支配権が崩壊過程を辿るにつれて消滅していくべき命運のものであつた。

註1、定本令集解、一頁

註2、續日本紀、光仁天皇、寶龜十一年三月條

註3、同上、寶龜八年十二月條及び同九年六月條

註4、同上、聖武天皇、天平九年四月條

註5、同上、桓武天皇、延暦九年五月條「庚午（五日）、陸奥國言、遠田

郡領外正八位上勳八等遠田公押人款云、已既洗濁俗更欽清化、志同內民、風仰華土、然猶未免田夷之姓、永貽子孫之恥、伏望一同民例、欲改夷姓、於是賜姓遠田臣」

註6、日本後紀、嵯峨天皇、弘仁五年十二月條

註7、註2に同し